

入所判定基準表

基準項目採点基準：父母それぞれの点数のうち、低い方を基本点数とする

保護者の状況		区 分	基本点数
家庭外労働	常勤、パート 自営中心者	週5日以上かつ週40時間以上の就労	100
		週4日以上かつ週32時間以上の就労	90
		週4日以上かつ週24時間以上の就労	80
		月80時間以上の就労	70
		月64時間以上の就労	60
	自営協力者	週4日以上かつ週32時間以上の就労	80
		週4日以上かつ週24時間以上の就労	70
		月80時間以上の就労	60
月64時間以上の就労		50	
家庭内労働	自営中心者	週4日以上かつ週32時間以上の就労	90
	自営協力者	週4日以上かつ週32時間以上の就労	70
		週4日以上かつ週24時間以上の就労	60
		月80時間以上の就労	50
		月64時間以上の就労	40
	内職	週4日以上かつ週24時間以上の就労	50
		月64時間以上の就労	40
出産		出産予定月と前後2か月の計5か月間にあたる	80
疾病等	疾病等	入院	100
		自宅療養(常時病臥)	80
		自宅療養(上記以外)	60
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	90
		身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級	70
		身体障害者手帳4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級	60
介護	看護、介護等	入院中の親族の介護、付添い	90
		自宅療養中の親族の看護、介護	60
		心身障害者の介護	60
	障害児通所施設 への付添い送迎	家庭外労働に準じる	60～100
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている (ボランティア不可)	100
求職活動		求職活動中	20
学生		家庭外労働に準じる	60～100
その他		児童福祉の観点から保育の必要性の緊急度が高いと市が認める場合	※

※当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する。

調整項目採点基準：該当する項目が複数ある場合は、その全ての点数を加算する

内 容		調整点数
世帯状況	ひとり親家庭・それに準ずる世帯	+3
	生活保護世帯	+3
	65歳未満の同居祖父母が不就労等	-1
就労状況	保護者が保育士・保育教諭として、保育施設に勤務する場合	+2
	産休・育休後、元の職場へ復帰する場合	+1
	「育児休業延長の許容に関する誓約書」の提出がある場合	-100
児童の状況	兄弟姉妹が既に希望保育施設に入所中(1号も含む)	+3
	双子同時入所	+1
	転入する世帯で、転入前に認可保育施設に入所している場合	+1
	入所希望児童が障害児	+1
	地域型保育事業の卒園児童	+1